



教員の校内喫煙に関する一考察： 会議室喫煙の現状と問題点

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2012-11-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 川上, 幸三 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00003861

教員の校内喫煙に関する一考察

— 会議室喫煙の現状と問題点 —

川 上 幸 三

I. はじめに

近年、喫煙者のたばこ煙を周囲の非喫煙者が吸う間接喫煙（Passive Smoking）の健康被害並びにたばこ煙に汚染されていないきれいな空気を吸う権利、いわゆる我が国の「嫌煙権」¹⁾の主張から職場における喫煙対策の必要性が指摘されるようになってきた。このことから労働省では、職場における喫煙対策の手引き書（報告書）²⁾を発刊した。教員の職場である学校内、特に職員室や会議室喫煙においても同様の問題が起こってきている。

職員室喫煙の現状と問題点については、「学校保健研究」³⁾で報告したように、職員室の空気汚染が著しいにもかかわらず規制・禁煙している学校は、全体として2割にも満たないこと、規制・禁煙できない最大の理由は、喫煙室の確保（設置）ができないこと、規制・禁煙によって多くの効果が見られる反面、喫煙問題をめぐる喫煙教師と非喫煙教師の対立から人間関係に好ましくない影響を及ぼしているなど多くの問題点のあることが分った。

そこで本研究は、小・中・高等学校を対象に「教員の校内喫煙に関する調査」を実施し、会議室における教員の喫煙の現状と問題点を明らかにすることによって教員の校内喫煙の在り方を考察することである。

II. 調査対象及び方法

1. 調査対象

北海道全域（札幌市を含む14支庁）の公立小学校・中学校・高等学校、教員数8名以上の養護教諭配置校、計1,200校を対象とした。回答数（906校）の校種別、規模別は表1の通りである。尚、回答者は養護教諭とした。

表1 調査対象校

教員数	小学校	中学校	高等学校	全体
19名以下	173 (41.8)	124 (44.1)	29 (13.7)	326 (36.0)
20～39名	212 (51.2)	124 (44.1)	73 (34.6)	409 (45.1)
40～59名	12 (2.9)	27 (9.6)	54 (25.6)	93 (10.3)
60名以上	0 (0)	0 (0)	48 (22.8)	48 (5.3)
無回答	17 (4.1)	6 (2.2)	7 (3.3)	30 (3.3)
計	414 (45.7)	281 (31.0)	211 (23.3)	906

2. 調査期間と方法

調査は、平成元年2月～3月にかけて、無記名の質問紙郵送調査法で実施した。有効回答数は906校で回収率は75.5%であった。

調査票からの結果の集計・整理は、TANAC CARD SELECTOR 620を使用した。

3. 調査項目

調査項目は次の通りである。

1) 会議室での喫煙規制状況

(1) 規制していない学校に対する質問事項

- ア. 会議室の空気汚染状況
- イ. 「規制・禁煙すべきである」話題の有無
- ウ. 話題に出る理由

(2) 規制している学校に対する質問事項

- ア. 喫煙を規制した時期（年度）
- イ. 喫煙の規制方法
- ウ. 喫煙の規制理由
- エ. 喫煙規制による効果と問題点

(3) 禁煙している学校に対する質問事項

- ア. 禁煙した時期（年度）
- イ. 禁煙した理由
- ウ. 禁煙による効果と問題点

2) 会議室喫煙に対する養護教諭の見解

(1) 「喫煙してもよい」と回答した学校に対する質問事項

- ア. 「喫煙してもよい」理由

(2) 「規制すべきである」と回答した学校に対する質問事項

- ア. 規制すべき理由
- イ. 喫煙の規制方法

(3) 「禁煙すべきである」と回答した学校に対する質問事項

- ア. 禁煙すべき理由

(4) 会議室喫煙を規制・禁煙できない理由

III. 結 果

1. 会議室の喫煙規制状況

表2は、学校における会議室（職員室等での会議を含む）の喫煙規制状況を校種別、規模別に示したものである。

会議室を禁煙にしている学校（以下、「禁煙校」という）は、全体として906校中157校（17.3%）であり、何らか規制している学校（以下、「規制校」という）の72校（8.0%）を合わせると229校（25.3%）が規制・禁煙措置をとっていた。4校のうち3校は喫煙規制がなく、喫煙教師の自由に任せられていることが明らかとなった。

教員の校内喫煙に関する一考察

表2 会議室の喫煙規制状況

	規制していない	規制している	禁煙している	無回答	計	有意差検定
小学校	359 (86.7)	22 (5.3)	33 (8.0)	0 (0)	414	
中学校	232 (82.6)	22 (7.8)	26 (9.3)	1 (0.3)	281	***
高等学校	84 (39.8)	28 (13.3)	98 (46.4)	1 (0.5)	211	
19名以下	277 (85.0)	15 (4.6)	34 (10.4)	0 (0)	326	
20~39名	309 (75.6)	34 (8.3)	65 (15.9)	1 (0.2)	409	
40~59名	51 (54.8)	10 (10.8)	31 (33.3)	1 (1.1)	93	***
60名以上	20 (41.7)	7 (14.6)	21 (43.8)	0 (0)	48	
無回答	18	6	6	0	30	
全体	675 (74.5)	72 (8.0)	157 (17.3)	2 (0.2)	906	

*** P<0.001 ** P<0.01 * P<0.05

() は%

校種別にみると、規制校・禁煙校は、小学校・中学校ではそれぞれ13.3%、17.1%と低率であるが、高等学校では過半数の59.7%を占め、小・中学校より有意に高率であった。特に禁煙校は、小学校8.0%、中学校9.3%と非常に少ないが、高等学校では46.4%で約半数の学校は会議室を禁煙にしていた。

規模別にみると、規制校・禁煙校は、教員数19名以下の小規模校においては15.0%と少ないが、20~39名は24.2%、40~59名は44.1%、60名以上の大規模校では過半数の58.4%を占め、学校規模が大きいほど規制校・禁煙校は有意に高率であった。特に、教員数40名を超えると顕著であった。

2. 喫煙規制方法並びに規制・禁煙理由

表3 会議室喫煙規制方法

	小学校	中学校	高等学校	全体
1. 喫煙自粛の申し合わせ	15 (68.2)	11 (50.0)	11 (39.3)	37 (51.4)
2. 休憩時のみ喫煙	7 (31.8)	10 (45.5)	16 (57.1)	33 (45.8)
3. その他	0 (0)	1 (0.5)	1 (3.6)	2 (2.8)
計	22	22	28	72

() は%

表4 会議室喫煙の規制理由並びに禁煙理由

	小学校	中学校	高等学校	全体	
規制理由	1. 非喫煙教師への迷惑 (不快感)	12 (54.5)	14 (63.6)	18 (64.3)	44 (61.1)
	2. 会議室の空気清浄化	11 (50.0)	12 (54.5)	13 (46.3)	36 (50.0)
	3. 非喫煙教師の健康への影響の心配	11 (50.0)	8 (36.4)	9 (32.1)	28 (38.9)
	4. 非喫煙教師からの苦情	7 (31.8)	7 (31.8)	9 (32.1)	23 (31.9)
	5. その他・無回答	3 (13.6)	4 (18.2)	4 (14.3)	11 (15.3)
計	22	22	28	72	
禁煙理由	1. 会議室の空気清浄化	23 (69.7)	17 (65.4)	60 (61.2)	100 (63.7)
	2. 非喫煙教師への迷惑 (不快感)	18 (54.5)	13 (50.0)	56 (57.1)	87 (55.4)
	3. 非喫煙教師の健康への影響の心配	7 (21.2)	9 (34.6)	30 (30.6)	46 (29.3)
	4. 非喫煙教師からの苦情	4 (12.1)	0 (0)	25 (25.5)	29 (18.5)
	5. その他・無回答	3 (9.1)	4 (15.4)	5 (5.1)	12 (7.6)
計	33	26	98	157	

複数回答 (2つまで)

会議室での喫煙規制方法としては、表3に示すように、ほとんどの学校は「喫煙自粛の申し合わせ」(51.4%)か「休憩時のみ喫煙」(45.8%)のいずれかであった。校種別では、小・中学校は「喫煙自粛の申し合わせ」が、高等学校では「休憩時のみ喫煙」が最も多かった。

次に表4は、規制校(72校)と禁煙校(157校)に対して、会議室喫煙を規制した理由並びに禁煙した理由を複数回答で求めた結果を示したものである。

規制理由としては、「非喫煙教師への迷惑(不快感)」が61.1%と最も多く、次いで「会議室の空気清浄化」50.0%、「非喫煙教師の健康への影響の心配」38.9%、「非喫煙教師からの苦情」31.9%の順であった。一方、禁煙理由としては、「会議室の空気清浄化」が63.7%と最も多く、次いで「非喫煙教師への迷惑(不快感)」55.4%、「非喫煙教師の健康への影響の心配」29.3%、「非喫煙教師からの苦情」18.5%の順であった。

3. 規制・禁煙すべき話題の有無とその理由

喫煙を規制していない学校(以下、「未規制校」という)675校に対して、会議室のたばこ煙による空気汚染状況を看護教諭の感覚で回答して貰った結果、「非常に不快感がある」19.8%と「不快感がある」49.8%を合わせると約70%の学校は空気汚染を訴えていた。

次に、これらの学校に「今までに規制すべきとか、禁煙すべきとか話題になったことはなかったか」の質問に対しては、「幾度もできる」「時々できる」を合わせると、「規制すべきである」は約半数(45.3%)の学校が、また、「禁煙すべきである」は36.3%が話題に出ていた。特に「禁煙すべきである」は、小・中学校は1/3程度であるが、高等学校では50%を超えており、喫煙規制に対する関心は高かった。

規制・禁煙が話題にできる理由としては、表5に示すように、「たばこ煙に対して不快・不調を訴える教師がいる」と「非喫煙教師の間接喫煙の健康への影響の心配」が記載のあった225校のそれぞれ44.9%、39.6%と高率を占め、規制・禁煙が話題にできる2大理由となっている。その他、呼吸・循環器系疾患をもつ教師や妊娠教師が勤務している場合にも話題にのぼっている。

1. たばこ煙に不快・不調を訴える教師がいる	101 (44.9)
2. 非喫煙教師の間接喫煙の健康への影響の心配	89 (39.6)
3. たばこ煙による空気汚染が著しい	36 (16.0)
4. 病弱教師、妊娠教師への配慮	16 (7.1)
5. たばこ煙が服・頭髪につくことの苦情	9 (4.0)
6. 非喫煙教師の嫌煙権の尊重	6 (2.7)
7. 会議に集中できない	5 (2.2)

注) 規制・禁煙していない学校675校中、記載のあった225校

規制・禁煙できない理由は、表6に示すように、「非喫煙教師の規制・禁煙の主張欠如」が48.6%と最も多く、次いで「喫煙教師の理解・協力が得られない」30.6%、「従来の慣習打破が困難」29.2%、「喫煙の自由を奪う」21.2%、「喫煙教師と非喫煙教師の人間関係の崩れが心配」19.6%の順であった。

表6 会議室喫煙を規制・禁煙できない主な理由

	小学校	中学校	高等学校	全体
1. 非喫煙教師の規制・禁煙の主張欠如	155 (54.0)	88 (44.0)	30 (40.0)	273 (48.6)
2. 喫煙教師の理解・協力が得られない	85 (29.6)	67 (33.5)	20 (26.7)	172 (30.6)
3. 従来の慣習の打破が困難	76 (26.5)	65 (32.5)	23 (30.7)	164 (29.2)
4. 喫煙教師の喫煙の自由を奪う	67 (23.3)	44 (22.0)	8 (10.7)	119 (21.2)
5. 非喫煙教師と喫煙教師の人間関係の崩れが心配	59 (20.6)	37 (18.5)	14 (18.0)	110 (19.6)
6. 喫煙室の確保が困難	15 (5.2)	13 (6.5)	2 (2.7)	30 (5.3)
計	287	200	75	562

複数回答(2つまで)

表7 会議室喫煙の規制・禁煙による効果と問題点

n = 229

効	非喫煙教師	1. 空気が清浄になり、快適に会議に出られるようになった。 2. 会議中のいらいら・不快感がなくなり、会議が苦痛でなくなった。 3. 呼吸器・循環器系に疾患をもつ教師は安心して会議に出られるようになった。	
	喫煙教師	4. 喫煙量が減少した。	
	果	会議の運営	5. 会議が能率的に進行するようになった。 6. 会議中に休憩時間（喫煙タイム）が設けられるようになった。
環	境衛生	7. 会議室が汚れなくなった。	
	問	喫煙者	1. 会議が長引くと、喫煙者のいらいらが見られる。 2. 会議しながら喫煙できない不満をもつようになった。 3. 休憩時間（喫煙タイム）まで我慢できず会議中に喫煙する者がでてきた。
題		会議の運営	4. 会議が長引くと、喫煙のため会議室を離れる者がいる。 5. 会議途中で喫煙タイムを取るため、会議時間が長引くようになった。 6. 会議中の休憩時間の取り方でトラブルが生じることがある。
		環	境衛生

4. 規制・禁煙による効果と問題点

規制・禁煙による効果と問題点は、表7に示すように、非喫煙教師、喫煙教師、会議の運営、環境衛生の観点からまとめることができる。

規制・禁煙による効果では、非喫煙教師にとっては、空気が清浄となったためにいらいらや不快感がなくなり、会議も苦痛でなくなったこと、特に、呼吸器系（喘息等）・循環器系（心臓病等）に疾患をもつ教師は安心して会議室に出られるようになったことを挙げている。

規制・禁煙による効果は喫煙教師に対してもみられた。即ち、規制・禁煙措置により自由に喫煙ができなくなり、結果的には喫煙量が減少するなど節煙・禁煙を望んでいる喫煙教師にとっては絶好の機会となった。また、禁煙校では会議室がたばこ煙によって汚れなくなったこと、会議の運営面においても、喫煙を規制していなかった時に比べて会議が能率的に進行するようになったことを挙げている。

しかし、規制・禁煙による問題点も多い。会議が長引くと喫煙教師のいらいらが見られること、喫煙しながら会議できない不満をもつようになったことなど喫煙教師の精神保健上の問題点が挙げられる。

規制・禁煙によって会議が効率よく円滑に進行するようになった反面、会議が長引くと喫煙のため会議室を離れる教師がいること、会議途中で休憩時間（喫煙タイム）をとっている学校では、どうしても会議時間が長引くようになること、休憩時間の取り方でトラブルが生じることなど会議の運営面での問題点も挙げられている。

環境衛生面では、休憩時間に喫煙タイムをとっている学校は、喫煙教師が一斉に会議室で喫煙するため、一時的に空気汚染が著しくなることを挙げている。また、規制校では、休憩時間（喫煙タイム）まで我慢できず、会議中に喫煙する教師もおり、約束が守られないとの問題点も指摘されている。

5. 会議室喫煙に対する養護教諭の見解

表8は、会議室での喫煙に対する養護教諭の見解を校種別、規模別に示したものである。

「禁煙すべきである」と回答した者が45.8%と最も多く、「規制すべきである」の41.2%を含めると養護教諭の87%は規制もしくは禁煙に賛意を示しており、「喫煙してもよい」は僅か11.4%であった。

表8 会議室喫煙に対する養護教諭の見解

	喫煙してもよい	規制すべきである	禁煙すべきである	無回答	計	有意差検定
小学校	64 (15.5)	193 (46.6)	148 (35.7)	9 (2.2)	414	
中学校	30 (10.7)	135 (48.0)	113 (40.2)	3 (1.1)	281	***
高等学校	9 (4.3)	45 (21.3)	154 (73.0)	3 (1.4)	211	
19名以下	53 (16.3)	143 (43.9)	125 (38.3)	5 (1.5)	326	
20~39名	41 (10.0)	181 (44.3)	181 (44.2)	6 (1.5)	409	
40~59名	4 (4.3)	27 (29.0)	60 (64.5)	2 (2.2)	93	***
60名以上	1 (2.1)	10 (20.8)	35 (72.9)	2 (4.2)	48	
無回答	4	12	14	0	30	
全体	103 (11.4)	373 (41.2)	415 (45.8)	15 (1.6)	906	

*** P<0.001 ** P<0.01 * P<0.05

校種別では、「禁煙すべきである」と回答した者は、小学校 35.7%、中学校 40.2%と「規制すべきである」より僅かに低率を示したが、高等学校では 73.0%と小・中学校に比べて極めて有意に高率であった。

規模別では、規模が大きい学校ほど「規制・禁煙すべきである」と回答した者は有意に高率を示し、特に「禁煙すべきである」は教員数 40 名を超えると顕著であった。

規制・禁煙すべき理由としては、「非喫煙教師の間接喫煙による健康への影響の心配」が規制・禁煙ともに 83.6%で第 1 位を占め、次いで「非喫煙教師への迷惑 (不快感)」(規制 77.5%, 禁煙 77.3%)であった。その他、「服や頭髮にたばこ煙の臭いがつく」「会議進行の円滑化を図る」などを挙げている。

次に、「規制すべきである」と回答した学校 373 校 (41.2%) に「どのような規制が必要か」の質問 (自由記述法) に対しては、記載のあった大部分の学校は、「喫煙タイム (休憩時間のみ喫煙) の設定」と「喫煙自粛の徹底」を挙げている。その他、「喫煙教師と非喫煙教師の座席を分ける」という意見もみられた。

「喫煙してもよい」と回答した 103 校 (11.4%) にその理由を求めた結果、「教師の意思に任せるべきである」が 67.0%と最も高率を占め、次いで「教員 (大人) だけの会議である」12.6%、「たばこ煙の影響が少ない」10.7%、「従来への慣習である」8.7%を挙げている。

図 1 は、会議室喫煙に対する養護教諭の見解を喫煙規制状況別に示したものである。

禁煙校の約 9 割は禁煙を望んでおり、規制でよいとする学校は 6.4%、「喫煙してもよい」と答えたのは僅か 0.6%であった。また、規制校の 41.6%は現状の規制を良しとしているが、半数強 (55.6%) は禁煙を望んでいた。一方、未規制校においても、8 割強は規制・禁煙を望んでいるが、禁煙を望んでいるのは僅か 34.2%であり、禁煙校・規制校に比べて有意に低率であった。

現状において、喫煙規制をきびしくしている学校ほど「禁煙すべきである」が増加するとともに「規制すべきである」は減少し、3 群間に著しい有意差が認められた。

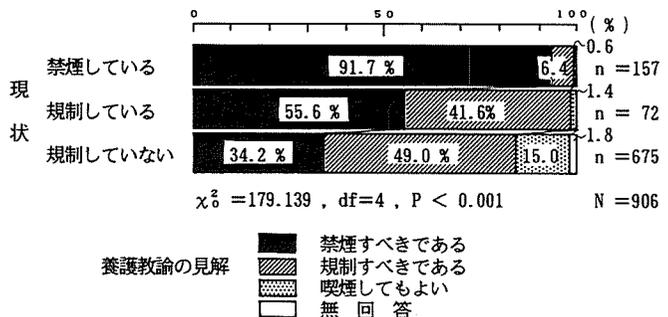


図 1 会議室喫煙の規制状況と養護教諭の見解との関連

IV. 考 察

1. 会議室における喫煙規制状況

会議室喫煙を規制・禁煙している学校は、小学校・中学校ではそれぞれ13.3%，17.1%と約85%の学校は規制がなく、高等学校（59.7%）に比べて会議室喫煙規制に対する意識は低いと言える。会議室の空気汚染状況調査からも小・中学校の約70%は「非常に不快感」「不快感」と空気汚染を訴えており、非喫煙教師の健康への影響、不快感や苦痛の解消を図るためにも早急に何らかの規制対策を講じていくことが必要と考える。

高等学校では約6割の学校が規制・禁煙措置をとっており、小・中学校に比べて喫煙規制に対する意識の高さがうかがえた。

高等学校が小・中学校に比べて規制校・禁煙校が高率を示した理由として、大規模校が多く、規制の大きな学校ほど会議室の空気汚染を強く訴えていることからそれだけ会議室の空気汚染が著しく、規制・禁煙せざるを得ない状態にあること、また、喫煙防止のための生徒指導上の効果を期待して職員室や会議室を規制・禁煙した学校が多いことなどが挙げられる。

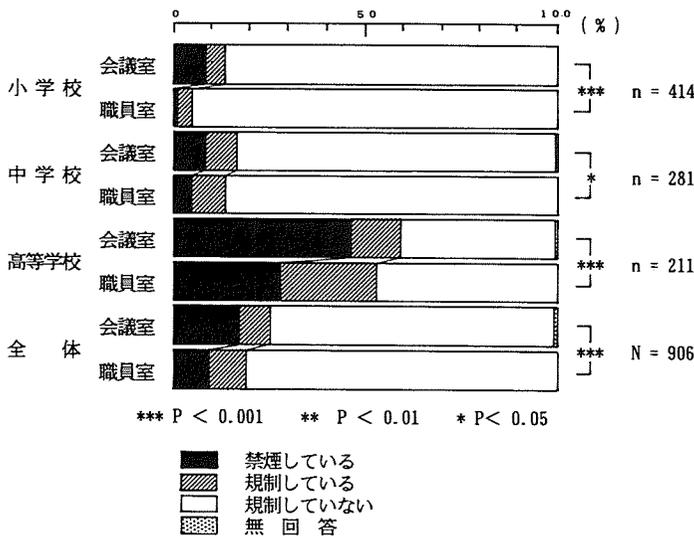


図2 職員室と会議室の喫煙規制状況の比較

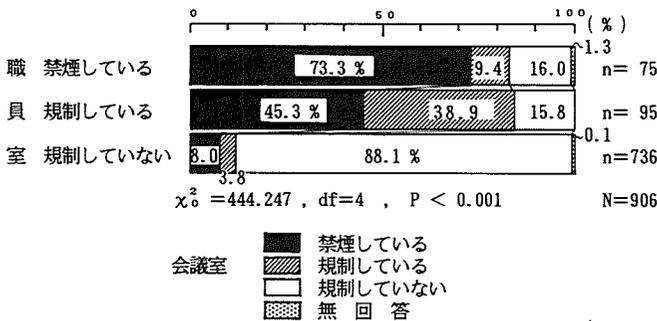


図3 職員室と会議室の喫煙規制状況との関連

この会議室の喫煙規制状況を既報³⁾の職員室のそれと比較してみると、図2に示すように、小・中・高等学校とも職員室より会議室での喫煙規制が強いことが明らかとなった。その理由として、職員室は喫煙教師が常に在室していないこと、また、比較的人の出入りがあり、ドアの開閉による換気が促進される。しかし会議室では、教員一同が集まり、密閉した室で人の出入りのない状態で会議が進められるため、よほど強力な換気装置が設置されていない限り、数名の喫煙による空気汚染が著しいためと思われる。

次に、この会議室の喫煙規制状況を既報³⁾の職員室のそれと関連づけてみると、図3に示すように、職員室を禁煙にしている学校の73.3%は会議室も禁煙しており、規制校の9.4%を含めると職員室禁煙校の8割強は会議室も規制・禁煙措置をとっていた。一方、職員室を規制していない学校の約9割は会議室も規制・禁煙されておらず、

職員室と会議室の喫煙状況には極めて深い関連が見られ、職員室喫煙を規制または禁煙にしている学校ほど会議室喫煙を規制・禁煙している学校が多いことがわかった。

2. 喫煙規制方法並びに規制・禁煙理由

会議室での規制方法で最も多かったのは「喫煙の自粛の申し合わせ」(51.4%)であり、小・中学校では第1位を占めた。

喫煙を自粛するとは、なるべく喫煙を控え目にする事と解釈されるが、確かに喫煙の自粛を申し合わせる事によって著しい空気汚染を防止できる点においてはある程度効果は期待できよう。しかし、喫煙の自粛とはなるべく喫煙しないように控え目にするということであって禁煙ではない。会議時間が長引けば、会議中は絶対吸わないようにしようと云うよほど強い意志をもっていない限り、我慢できずに周囲の人々を気にしながらも吸い始めるのが現状である。

職場の喫煙問題は、喫煙の自粛によって解決することが現場の人間関係を崩さないでできる最も望ましい方法であるが、喫煙者の現実の姿をみると、喫煙の自粛で解決できるほど生やさしい問題ではない。その証拠に自粛を申し合わせた学校では、自覚もゆるみ、不徹底になりがちであることを指摘していることから明らかである。こと喫煙問題に限っては、喫煙自粛は根本的解決にならないと考えている。

次に、「休憩時のみ喫煙」であるが、会議の途中に休憩時間を設け、喫煙タイムをとる方法である。時間分煙としてどの職場でも比較的良好に行われている規制方法の1つである。しかし、喫煙タイムに別室(喫煙室)で喫煙するのであれば問題はないが、会議室で喫煙する場合は、その時間帯は非喫煙教師にとって喫煙対策が行われていない状態と同じであり、根本的解決にならない。禁煙タイムから喫煙タイムに変わったとき一斉に喫煙を始めることから、非喫煙教師にとってはかえって問題が大きいとと言える。

会議室での喫煙を規制した理由並びに禁煙した理由としては、会議室の室内空気を清浄に保ち、非喫煙教師に不快感(迷惑)を与えないこと、また、健康への影響の心配が主な理由であった。

他人の吸うたばこ煙に対する非喫煙教師の快・不快の感情については、川上⁴⁾の中・高校教員を対象とした調査によると、「大変不快」と「やや不快」を合わせて9割近くは不快と答えていることから、非喫煙教師がいかにたばこ煙を嫌っているかがわかる。学校における会議は、職務として拘束されている時間帯であるだけに、非喫煙教師に不快感を与えないためにも規制・禁煙は当然の措置と考える。

非喫煙教師の健康への影響を心配して規制・禁煙に踏み切った学校は、それほど多くないことが多少気になるところである。本来、会議室の喫煙規制問題は、非喫煙教師に不快感を与えないというよりも間接喫煙の健康被害を心配しなければならないことの方が重大なことと言える。某学校では、図書館で会議するときは禁煙、職員室では自由にしているという。たばこ煙は書籍に影響を与えるが、人間には害を与えないと云うことなのか理解に苦しむところである。学校現場では間接喫煙の健康への有害性については、まだまだ十分に理解認識されていないようである。

3. 規制・禁煙すべき話題の有無とその理由

会議室喫煙を規制していない学校は全体の3/4を占めているが、そのうちの約70%はたばこ煙による空気汚染を訴えていることから、空気汚染の影響が少ないために規制・禁煙していないのではないことが明らかとなった。

また、規制・禁煙についての話題の有無については、規制は45%、禁煙は36%と職員室喫煙³⁾よ

り話題に出ることは少ないものの、会議室喫煙が確実に規制の方向に意識化されつつあると言える。

次に、会議室喫煙を規制・禁煙できない最も大きな理由は、「非喫煙教師の規制・禁煙の主張欠如」(48.6%)であり、特に小学校が顕著に現われている。これは職場の人間関係が絡んでくるだけに大変難しい問題である。非喫煙教師が強く主張できない理由として、従来容認されてきた会議中の喫煙の自由を奪うことに対する喫煙教師への同情心、また、規制・禁煙の主張による喫煙教師との人間関係の気まずさが生じることへの危惧から、主張したくても主張できないでいるのが現状と思われる。

石川⁹⁾の事務系会社員を対象とした調査においても、職場内で迷惑だから他の場所で吸ってほしい、と意思表示した経験者は僅か2割にも満たないことから、職場内で規制・禁煙を主張することはいかに難しいかがわかる。和と連帯感を最も大切にする我が国の職場の特徴と言える。

4. 規制・禁煙による効果と問題点

会議室喫煙を規制・禁煙したことによって、会議室の空気が清浄になり、たばこ煙に嫌悪感、また、間接喫煙の健康被害に不安感をもっていった非喫煙教師、特に、喘息・心臓疾患をもつ教師や妊娠教師は安心して会議に出られるようになったことで大変好評であった。

また、喫煙教師にとっても、自由に喫煙ができなくなったことで喫煙量の減少とともに、これを契機に禁煙に取り組む者も出てくるなど喫煙教師自身の健康面にもプラスになったことは大きな効果と言える。

しかし、規制・禁煙による問題点も少なくない。喫煙教師の中には、自由に喫煙できないことに対するいらいらや不満をもって会議に出ている者がいること、また、会議の途中で喫煙のため席を離れる者がいるなど会議が時間的に効率よく円滑に進行するようになった反面、喫煙教師が会議に集中できない弊害もみられる。

また、規制校・禁煙校では、会議が長引くときは途中で休憩時間を取り、その時間帯で喫煙を認めている学校が約半数を占めているが、この休憩時間の取り方をめぐって非喫煙教師と喫煙教師の意見の相違からトラブルが生じることがあり、人間関係に深刻な影響を及ぼしている。学校という職場は、教育を目的とする組織体であり、教員の相互協力が必要となるだけに喫煙問題で人間関係が損われることは、円滑な学校運営にブレーキをかけることになり重大な問題点でもある。

規制・禁煙は、非喫煙教師が剰余煙を吸わされると同様に、喫煙教師にとっては大変な精神的苦痛と推察される。会議中の喫煙は従来から当然の権利として認められ、また、非喫煙教師もこれを認めてきた経緯があるだけに、いかに間接喫煙の有害性が科学的に証明されてきているとはいえ、非喫煙教師側から一方的に規制・禁煙を主張提案することは喫煙教師に心理的葛藤を生じさせ、抵抗と反発が予想され、対立の原因となることがあるので避けなければならない。双方の共通理解のもとに納得できる方策、ルールづくりを模索していくことが必要と思われる。

5. 会議室の喫煙に対する養護教諭の見解

会議室喫煙に対して養護教諭の9割近くは規制・禁煙を望んでおり、職員室³⁾の規制・禁煙とほぼ同率であった。これを「職員室や会議室での喫煙は規制すべきである」に賛意を示した一般教員⁴⁾の61.2%に比べると極めて高率であった。やはり、教員・児童生徒達の健康管理に携わっている養護教諭だけに、間接喫煙の有害性に対する認識の高さの現われとみることができる。

校種別にみると、小・中学校では「規制すべき」と「禁煙すべき」がほぼ同率であるのに対して、高等学校では禁煙を望む者が圧倒的に多かった。その理由としては、前述したように、大規模校が

多くそれだけ空気汚染が著しいこと、また、職員室喫煙の規制とも関連が深く、生徒達への喫煙防止指導上の効果を期待しようとしたことが強く働いているものと思われる。

会議室喫煙に対する養護教諭の見解を職員室³⁾のそれと比較すると、職員室は規制(60.9%)でもよいが、会議室は禁煙にすべきであるとの意向が強い。喫煙室が設置されていない現状では職員室の禁煙措置は難しく、規制でやむを得ないと判断したことに對して、会議室は密閉状態にあるため、僅か数名の喫煙によって空気汚染が著しくなるためと考えられる。

会議室を「喫煙してもよい」と回答した学校は、全体として906校中103校(11.4%)であり、高等学校より小学校に、規模の小さな学校ほど多かった。その理由として、「教師の意思に任せるべきである」、即ち、喫煙の自由を挙げた学校が最も多く、約2/3を占めた。既報³⁾の職員室喫煙の理由と同じであった。

よく喫煙者は、「喫煙は趣味嗜好の問題、個人の自由であり他人が干渉すべきではない」と主張する。このこと自体は誤りではない。しかし、喫煙の自由とは、吸いたいときどこでも吸ってよい自由・権利なのであろうか。これは喫煙者の私的な生活空間のみに許される自由であって、非喫煙者がいる公的な生活空間には適用しない、即ち、たばこ煙によって非喫煙者が迷惑だと感じたり、健康の被害を受けていると感じている場合は喫煙の自由はない、と筆者は考えている。確かに会議中の喫煙は、従来から容認されてきた慣習だけに、喫煙者にとっては当然の権利という感が強い。しかし、喫煙の自由・権利について最高裁判所の判断⁶⁾は、「たばこは、生活必需品とまでは断じがたく、ある程度普及率の高い嗜好品にすぎず、喫煙の禁止は、たばこの愛好者に対しては相当の精神的苦痛を感ぜしめるとしても、それが人体に直接障害を与えるものではないのであり、かかる観点からすれば、喫煙の自由は、憲法第13条の保障する基本的人権の一つに含まれるとしても、あらゆる時、所において保障されなければならないものではない」としており、ましてや非喫煙者に不快感を与え、間接喫煙の有害性が科学的に証明⁷⁾されている今日、非喫煙者の不当に間接喫煙を強要されない権利、いわゆる「嫌煙権」⁸⁾は保障されるべきであると考えている。Festingerが「認知的不協和理論」⁹⁾で説明しているように、喫煙者は自分の吐いたたばこ煙が非喫煙者に迷惑をかけているという意識は薄く、また、間接喫煙の有害性をそれほど信じていないところに喫煙対策の難しさがあると言える。

会議室の喫煙規制状況と養護教諭の見解との関連では、現状において規制をきびしくしている学校ほどより強く規制を望んでいることが明らかとなった。禁煙校では、「規制でよい」「喫煙してよい」は極めて少なかったが、9割は「禁煙すべき」ときびしい見解をもっていた。これは、禁煙による効果を高く評価したためと考えられる。規制校では、4割は現状の規制で満足しているが、半数強(55.6%)は「禁煙すべき」とより強く規制を望んでいた。このことは、規制だけでは問題点も多く、根本的解決にならないと考えている養護教諭が多いことを示している。未規制校では、8割強は規制・禁煙を望んでいるが、「禁煙すべき」と回答したのは僅か3割強であった。未規制校の養護教諭は会議室喫煙をあまりきびしく規制することは考えていない。「教師の意思に一任」「教員(大人)だけの会議」「喫煙の影響が少ない」「従来の慣習」等の理由から会議室での喫煙は自由でよい、と考えている養護教諭も少なくないことがわかった。

養護教諭がその学校の喫煙規制にどのように関与しているかは今回の調査では明らかにしていないが、現状における会議室の喫煙規制状況と養護教諭の見解とは極めて深い関連にあることから、養護教諭の見解あるいは働きかけが会議室喫煙の規制・禁煙に大きな影響を与えているものと思われる。

V. 要 約

教員の校内（会議室）喫煙の現状と問題点を明らかにすることを目的に、北海道全域の小学校・中学校・高等学校、計 906 校の養護教諭を対象に「教員の校内喫煙に関する調査」を実施し、次のような結果を得た。

- 1) 規制・禁煙している学校は全体として 4 校に 1 校であった。小・中学校ではそれぞれ 13.3%、17.1%と低率であるが、高等学校では過半数の 6 割を占めた。
- 2) 規制方法としては、「喫煙の自粛の申し合わせ」と「休憩時のみ喫煙」であった。
- 3) 規制・禁煙の主な理由としては、「会議室の空気の清浄化」「非喫煙教師への迷惑（不快感）」「非喫煙教師の健康への影響の心配」であった。
- 4) 未規制校の 7 割は会議室の空気汚染を訴えており、「たばこ煙に対して不快・不調を訴える教師がいる」と「非喫煙教師の間接喫煙の健康への影響の心配」の理由から規制・禁煙が話題に出ることが多い。
- 5) 規制・禁煙できない最も大きな理由は、「非喫煙教師の規制・禁煙の主張欠如」であった。
- 6) 規制・禁煙による効果は、非喫煙教師、喫煙教師、会議運営、環境衛生面に多くみられたが、一方、休憩時間の取り方をめぐって非喫煙教師と喫煙教師間でトラブルが生じるなど人間関係に深刻な影響を及ぼしていることの問題点が指摘された。
- 7) 会議室喫煙に対して養護教諭の 9 割弱は規制・禁煙を望んでおり、現状において規制をきびしくしている学校ほどより強く規制を望んでいた。

職場の喫煙問題は、人間関係が絡んでくるだけに大変困難である。本来、喫煙者のモラルやマナーで解決できれば職場での人間関係を崩さず最も理想的である。しかし、モラルは抽象的であり、現実の喫煙者の行動を見るとこれで解決できるほどやさしい問題ではない。非喫煙教師と喫煙教師の合意のもとに、双方が納得し共存するような方策を講じていくことが最も望ましいことと考えている。

参考・引用文献

- 1) 伊佐山芳郎：嫌煙権を考える，49-68，岩波新書，1983
- 2) 労働省労働衛生課編：職場と喫煙 ― 職場における喫煙に関する懇談会報告書 ―，中央労働災害防止協会，1988
- 3) 川上幸三：教員の校内喫煙の現状と問題点 ― 北海道の小学校・中学校・高等学校の場合 ―，学校保健研究，33（4），177-185，1991
- 4) 川上幸三：中・高校教員の喫煙行動・喫煙意識，北海道教育大学紀要（1部C），38（1），59-73，1987
- 5) 西川一廉：たばことワークモチベーション ― 職場と喫煙行動II ―，たばこを考える 2，181-212，平凡社，1988
- 6) 藤馬竜太郎：被拘禁者に対する喫煙の禁止，別冊ジュリスト，No.68，26-27，有斐閣，1980
- 7) 浅野牧茂：受動喫煙による健康障害，嫌煙の時代 ― タバコと社会 ―，123-161，波書房，1980
- 8) Festinger, L: A theory of cognitive dissonance, 1957（末永俊郎監訳：認知的不協和の理論 ― 社会心理学序説 ―，誠信書房，1980）
- 9) 竹村研一：喫煙マナーの知識と行動，たばこを考える 2，91-96，平凡社，1988

（本学教授 函館分校）